

児童発達支援事業所 たんとキッズあおき 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は「特定非営利活動法人たんと（以下「事業者」という。）」が開設する「たんとキッズあおき（以下「事業所」という。）」において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定を受けた保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び保護者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に應じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障がい児等の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第66号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 たんとキッズあおき
- (2) 所在地 長野県小県郡青木村大字田沢3075-1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員）

管理者は、従業者の管理、指定児童発達支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員 1名、非常勤0名）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を障がい児等に交付すること。

エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1名（常勤職員 1名、非常勤職員 0名）

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な指導等を行う。

(4) 保育士 3名（常勤職員 3名、非常勤職員 0名）

保育士は、児童発達支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切な指導等を行う。

(5) 機能訓練担当職員 1名（常勤職員 1名、非常勤職員 0名）

機能訓練担当職員は、児童発達支援計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8月13日から16日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 開所時間 9時から17時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間 9時から17時までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、放課後等デイサービス事業と合わせ10人とする。

（指定児童発達支援の内容）

第7条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

ア 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

イ 集団生活適応訓練

- 会話、手話、点字、パソコン操作等
- ウ 創作的活動
 - 絵画、工作、園芸等
- エ 更生相談
 - 医療、福祉、生活の相談等
- オ 介護方法の指導
 - 家族等に対する介護技術指導等
- カ 健康指導
 - 健康チェック、健康相談

(3) 介護サービス

- 更衣、排泄等の身体介助

(指定児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 定め無し

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定児童発達支援を提供した際には、保護者から当該児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、前項に掲げる指定児童発達支援に係る利用者負担額のほか、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。

(1) 創作的活動に係る材料費、光熱費等 200円/日

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、青木村及び上田市の区域とする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、保護者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（緊急時等における対応）

第12条 指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該障がい児等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 事業所は、提供した指定児童発達支援に関する障がい児等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により市町村又は長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の従業者は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供

する際は、あらかじめ文書により障がい児等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、障がい児等への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）苦情解決体制の整備
- （3）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
- （4）成年後見制度の利用支援
- （5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（身体拘束等の禁止）

第18条

- （1）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体の保護のために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。
- （2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむをえない理由等必要な時効を記録するものとする。
- （3）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （a）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - （b）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （c）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症対策に関する事項）

第19条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第21条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(協力医療機関)

第22条 事業所は障がい児の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関 : 医療法人友愛会 千曲荘病院 長野県上田市中央東4番61号

(中核的機能強化事業)

第23条 中核的機能強化における職員体制は以下の職員を1名以上、配置し利用対象児童および家族への支援を実施するものとする。

(1) 障がい児支援に対する専門的な知識を持った者

独自基準として、以下に上げる立場のものとする

- ・ 広域的支援人材、中核的支援人材として登録されている者
- ・ 強度行動障害支援者養成研修(基礎/実践)修了者
- ・ 医療的ケア児支援者養成研修修了者
- ・ 児童発達支援管理責任者の要件で定められている国家資格を有している
- ・ 長野県内のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者養成研修に携わる者

(2) 公認心理師、認定心理士、臨床心理士 いずれかの資格を有するもの

(3) 保育士・児童指導員として5年以上障がい児支援に携わる者

2 事業所は、地域の障がい児に関わる機関と連携し、必要な支援や情報を提供するものとする。

3 事業所は、実施した内容を記録しホームページ、村内の広報などを通じて年に1回公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障がい児等に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定児童発達支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

~~この規程は、令和元年8月1日から施行する。~~

~~この規定は、令和5年3月1日から施行する。~~

~~この規定は、令和6年4月1日から施行する。~~

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

